

築上町議会

副議長 丸山 年弘 様

築上町議会ハラスメント根絶条例審査会
委員長 吉元 健人

築上町議会ハラスメント根絶条例審査会結果報告書（中間報告）

江本守議員によるハラスメント行為について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査経過

- 令和7年12月17日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会設置
令和7年12月19日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第1回）
被害者への事実確認の質問状の送付
令和7年12月24日 質問状の回答期限
令和7年12月25日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第2回）
令和7年12月26日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第3回）
本人からハラスメントの事実確認
令和8年1月7日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第4回）
今後の調査について
令和8年1月8日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第5回）
今後の調査について、スケジュールについて
令和8年1月14日 江本守議員から誓約書の提出
令和8年1月16日 塩田議長から丸山副議長に引き継ぎ
令和8年1月19日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第6回）
報道された件について
令和8年1月22日 築上町議会ハラスメント根絶条例審査会（第7回）
今後のスケジュール、議員のハラスメント調査

2. 審査会の認定事項

江本守議員のおこなった耳をなめるなどのハラスメント行為は、築上町議会ハラスメント根絶条例第2条第2号に該当すると判断した。

3. 今後の取り組み

今回の審査会では、報告内容に対しての調査しかできていない。全議員にハラスメント行為がなかったかアンケート調査等を実施したい。